

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第 号
経済産業省、国土交通省、環境省

技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）の一部を次のように改正し、令和四年 月 日から施行する。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 名
総務大臣 名
財務大臣 名
文部科学大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名
環境大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針</p> <p>第2 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する施策に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主務省は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関又は法第二十三条に規定する技術等情報漏えい防止措置を実施する事業者からの要請も踏まえつつ、技術等情報漏えい防止措置に関するパンフレットの作成及び配布、技術等情報漏えい防止措置に係る説明会の開催その他技術等情報漏えい防止措置の適切な実施に <u>関し必要な知識及び能力の向上を図るために必要な施策を適切に実施するものとする。</u> また、<u>技術等情報漏えい防止措置に関する自己チェックリストの作成及び配布その他技術等情報漏えい防止措置を実施しようとする事業者が技術等情報漏えい防止措置を適切に実施しているかどうかを自ら確認するために必要な施策を適切に実施するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針</p> <p>第2 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する施策に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主務省は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関又は法第二十三条に規定する技術等情報漏えい防止措置を実施する事業者からの要請も踏まえつつ、技術等情報漏えい防止措置に関するパンフレットの作成及び配布、技術等情報漏えい防止措置に係る説明会の開催等技術等情報漏えい防止措置の適切な実施に <u>関し必要な知識及び能力の向上を図るために必要な施策を適切に実施するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<p>備考 表中の()は注記である。</p>	